

東京都北区議会

令和8年第2回定例会で可決した意見書

- 「不合理な税制改正」に反対する意見書
- ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

「不合理な税制改正」に反対する意見書

国が「地方創生の推進」、「税源偏在是正」の名のもとに押し進めてきた、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けている。

令和7年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、特別区の土地に係る固定資産税については、「必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」とされているなど、特別区の貴重な財源をさらに減少させる可能性のある内容が示されている。これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を考慮することなく、一方的に転移することは、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、決して看過できるものではない。

東京都及び特別区で合算されている、東京の地方交付税における財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方があるが、地方交付税上の財政需要は大幅に抑制されていることから、実態を表したものではなく、財源余剰があるという見方は妥当ではないと考える。

特別区は、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策や、超高齢化への対応、首都直下地震等の自然災害への備え等、首都圏特有の膨大な財政需要を抱えている。加えて、物価高騰対策や子育て支援等、各種施策を実施するにあたり、都市部の物価に見合った財源を投入し、敷地や施設も高額なコストで確保する必要がある。ゆえに、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっている。

地方全体における財源不足は、本来、国の責任において、地方全体の財源充実をもって解消すべきであるが、地方間の税源偏在という問題にすり替えられ、東京都・特別区のみを対象とした不合理な税制改正により、地方間で財源を奪い合う構図に歪められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の内容について強く求める。

記

地域間の税収格差の是正にあたっては、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むのではなく、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄を図ることが必要である。

よって、本区議会は区民サービスを堅持するため、これらの「不合理な税制改正」に対する見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月24日

東京都北区議会議長 青木博子

衆議院議長 森 英 介 殿
参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣	高	市	早	苗	殿
総務大臣	林		芳	正	殿
財務大臣	片	山	さ	つき	殿

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、本区議会は政府に対し、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを1日も早く明確化すること。
- 2、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの安全管理に必要な殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月24日

東京都北区議会議長 青木博子

内閣総理大臣	高市早苗 殿
厚生労働大臣	上野賢一郎 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	黄川田仁志 殿